	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％		
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無				
電気の取引方法			□有 □無				
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		□有 □無	法人名（法人の場合）			
	責任者名			責任者名			
	所属・役職（法人の場合）			所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			電話番号			
	法人番号（法人の場合）			法人番号（法人の場合）			

遵守事項（注２６）		
	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			